



1739-40年の銀行企画・通貨改革案：
マサチューセッツ土地銀行分析のための一考察(佐藤
浩一教授還暦記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅羽, 良昌 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001660

1739—40年の銀行企画・通貨改革案

—マサチューセッツ土地銀行分析のための一考察—

浅 羽 良 昌

1. はじめに
2. 貨幣・通貨事情
3. 銀行企画・通貨改革案
 - 〔Ⅰ〕 フライの私立銀行企画
 - 〔Ⅱ〕 リードの私立銀行企画
 - 〔Ⅲ〕 ハッチンソンの通貨改革案
 - 〔Ⅳ〕 公的信用証券の支持・推進計画
4. むすび

1. はじめに

ハッチンソン (Thomas Hutchinson) の公立銀銀行企画⁽¹⁾が挫折した直後の1739年から40年代初頭にかけて、マサチューセッツ植民地では銀行・通貨をめぐる対立・抗争が起きた。この問題は幾多の論議を醸成し、数多くのパンフレットを生み出すのみならず、マサチューセッツ朝野をあげての政争、経済的混乱を含む激しい利害の対立となった。最終的にはイギリス本国が植民地で組織、設立された私立の土地銀行と、これに対抗的な私立の銀銀行を、ともに議会の法律、すなわち1741年の「銀行規制法」⁽²⁾により強制的に解散させることによって、一応の決着をみた。そして44年に勃発したジョージ王戦争による戦費調達用の政府発行の公的信用証券の増発が、通貨不足への不安から発した銀行設立ないしは通貨改革運動に事実上の終止符を打った。⁽³⁾

(1) 拙稿「ハッチンソンの銀行企画—アメリカの公立銀銀行計画—」Discussion Paper Series, No. 2, *University of Osaka Prefecture*, 1986, 1-27頁。

(2) 拙訳「銀行規制法 (1741年)」(予定)。

(3) しかし、増発に起因するその信用証券の大幅な減価は、やがて後に新たな問題を発生させた。

この時期、銀行・通貨をめぐる植民地における対立は、何よりも私立の土地銀行を支持するグループと私立の銀銀行を支持するグループとの全面的な対峙の様相を呈した。この対立は単にボストンに限定されることなく、植民地全土を巻き込む形で生じた点が、以前の銀行紛争、とりわけ1714年のそれとは基本的に異なった。⁽⁴⁾ 私立の土地銀行には1200名を超える応募者が参加した一方、私立の銀銀行にも100名を超える人々が関与した。後者のグループは自らの手でライバル銀行を禁止出来ないとみるや、イギリス議会へ積極的に働きかけて、これを禁圧する上に必要な上述の法律の制定に一役買った。マサチューセッツ植民地の住民が何故に両グループに分裂、対立しながら対抗的な銀行をそれぞれ組織、設立せんとしたのか。それぞれのグループに所属する彼等の性格、ひいては彼等の社会・経済的ならびに政治的利害ははたしてどの辺りにあったのか。この問に対する解答を提示することは、今後の重要課題の一つである。が、これに先立ち、両私立銀行による抗争となった、あるいはそうならざるを得なかった当時の情勢をまずは的確に把握しなければならない。すなわち、両銀行企画が登場する前夜には、さまざまな銀行企画・通貨改革案が提示された。にもかかわらず、これらは住民からの強力な支持を得られないままに、あるいはイギリス本国とベルチャー総督の厳しい反対にあい頓挫した。その結果が、両私立銀行による対決となった。

そこで本稿は、両企画を検討する前提として、39年から40年初頭にかけて具体的に企図されたさまざまな銀行企画・通貨改革案のうち、その代表的な4つのケースにつきこれを解明したい。(1)フライ (Richard Fry) の私立銀行企画、(2)リード (John Read) の私立銀行企画、(3)ハッチンソンの通貨改革案、(4)公的信用証券の支持・推進計画、が分析対象となる。なお、この4つのケースについては、ハッチンソン⁽⁵⁾、デイヴィス (Andrew McFarland Davis)⁽⁶⁾、メッツ

(4) この時期の紛争を扱った論文としては、拙稿「コルマンの銀行企画について(1)、(2)—アメリカの私立土地銀行計画—」『経済研究』(大阪府立大学)第31巻第1号、第31巻第2号、1985年、1986年を参照せよ。

(5) Thomas Hutchinson, *The History of the Colony of Massachusetts-Bay*, 3 vols., vol. 2, 1768, Boston, rpt., Arno Press, 1972.

(6) Andrew McFarland Davis, *Currency and Banking in the Province of Massachusetts Bay*, 2 vols., vol. 1 (以下、*Currency* と略記する。) vol. 2 (以下、

(William Dewitt Metz)⁽⁷⁾, ブラウン (Robert Eldon Brown)⁽⁸⁾ によってそれぞれ断片的に紹介されるも、両私立銀行に焦点が合わされていたため、必ずしも十分な究明は行われていなかった。そこで本稿では、これら4つの企図の特徴に論及すると同時に、これらが十分に究明されなかった状況にも踏み込んで検討をすすめることとしたい。

2. 貨幣・通貨事情

1739年から40年代初頭にかけてさまざまな銀行企画・通貨改革案が登場した契機は、さかのぼれば30年イギリス本国が発した2つの訓令等に拘束されはじめたことに起因した。ベルチャー総督は30年12月16日、この訓令を代議院へ提示する一方、⁽¹⁾31年4月2日、この訓令の趣旨に沿って参議会と代議院に対し所信を表明した。その内容は、第一に、41年迄に各法律に規定された期限と条項に基づき未回収の信用証券を回収すること、第二に、41年以降年間3万ポンド以上の信用証券を発行してはならないこと、であった。⁽²⁾イギリス本国は時間をかけて信用証券の回収に乗り出すとともに、その限度額を設定して信用証券の価値を銀・金と等価とし、ひいては銀・金の利用に復帰せんとした。⁽³⁾ベル

Banking と略記する。) The Macmillan Company for the American Economic Association, New York, 1900, 1901, rpt., Augustus M. Kelley Publishers, New York, 1970. Davis, *Colonial Currency Reprints 1682-1751* (以下, C. C. R. と略記する。) 4 vols., 1910, rpt., Burt Franklin, New York. Davis, "Provincial Banks: Land and Silver." (以下, Provincial Banks と略記する。) in *Publications of the Colonial Society of Massachusetts*, vol. 3, Boston, 1895, Davis, "Boston 'Banks': 1681-1740 Those who were interested in them." (以下, Banks と略記する。) *The New England Historical and Geological Register*, vol. LVII, 1903.

- (7) William Dewitt Metz, "Politics and Finance in Massachusetts 1713-1741." Unpublished Ph. D. dissertation, *University of Wisconsin*, 1945.
- (8) Robert Eldon Brown, "The Road to Revolution in Massachusetts." Unpublished Ph. D. dissertation, *University of Wisconsin*, 1945.
- (1) *Journals of the House of Representatives of Massachusetts* (以下, J. H. R. と略記する。) vol. 9, The Massachusetts Historical Society, The Riverside Press, Cambridge, pp. 353-54.
- (2) J. H. R., vol. 10, pp. 104-105.
- (3) Metz, op. cit., p. 444.

チャー総督もイギリス本国の意向を受け入れ、37年から39年にかけて信用証券の回収を促進せんとした。しかし、公立土地銀行券6万ないし7万ポンドを含む合計25万ポンド以上の信用証券が依然として未回収のままに流通していた。ベルチャー総督はイギリス本国より上記の内容と同一の、1739年4月11日付の命令を受理した。⁽⁴⁾こうしたイギリス本国による強制的な通貨収縮によるデフレーション的政策に対し、あらゆる階層の人々が危機感をいだき、38年と39年、まずはハッチンソンによる政府運営の公立銀行企画が登場した。ハッチンソンは大商人層グループに属し、最も強硬な硬貨主義者であり、その企画内容は当時において極めて温和なものであった。にもかかわらず、イギリス本国ならびにベルチャー総督は、国王訓令に違反しているとのことでこれを拒否した。

しかし、国王訓令は政府による信用証券の発行を規制するも、私的な人間による信用証券の発行に関してはこれを禁止していなかった。⁽⁵⁾このことが個人もしくは民間運営による信用証券の発行への道を開くこととなった。代議院は39年6月28日、交換手段の増大方法に関し、広く大方の意見を受け入れる委員会を設置した。委員にはボストン選出の代議員4人、クッシング (Thomas Cushing)、ブロムフィールド (Edward Bromfield)、アレン (James Allen)、キルビィ (Christopher Kilby) と、セイラム選出の代議員リー (Thomas Lee) をはじめとする13名が選ばれた。代議院議事録によると、ほぼ次のような趣旨のくだりが記載されている。我々の間にあって商業の唯一の手段であり、かつマサチューセッツにおける陛下の政府を維持するために発行されている信用証券が非常に不足している。当該地域のトレードとビジネスの実施にあたり、十分な供給量が満たされていない。別の方策が見つからなければ、トレードとビジネスは多分に甚大な衰退を見せるに違いない。それ故に、取引手段の価値を維持しながら、これの供給をはかる企画もしくは提案を受け入れる、と。この指令はボストンのニュース・ペーパーに公表されるよう決議された。⁽⁶⁾

(4) *J. H. R.*, vol. 17, pp. 142-43, 154.

(5) Hutchinson, *op. cit.*, pp. 393-94. George Athan Billias, *The Massachusetts Land Bankers of 1740*, University of Maine, 1959, pp. 8-9,

(6) *J. H. R.*, vol. 17, p. 79.

3. 銀行企画・通貨改革案

こうした背景の下に提案された企画は年代記的にみれば、(1)フライの私立銀行企画、(2)コルマン (John Colman) の私立土地銀行企画、(3)リードの私立銀行企画、(4)ハッチンソンの通貨改革案、(5)エドワード・ハッチンソン (Edward Hutchinson) の私立銀行企画、(6)この間、一貫して推進された政府発行の公的信用証券を支持する計画、等があった。(3)については、これの内容を示す第一次資料を入手出来ず、デイヴィスの研究に依存した。(4)については、別稿においてすでに考察したので、ここでは他の企画と比較、検討する上に必要な限り論及するにとどめたい。(2)、(5)は稿を改めて論じる予定である。

〔I〕 フライの私立銀行企画

彼の銀行企画は、彼が発表したパンフレット *A Scheme for a Paper Currency*.⁽¹⁾ にみられる。これには1739年4月19日の日付が記されている。39年6月、彼は総督と参議会に書簡を送り銀行企画の実現をめざした。そこには「儉約と産業の進展によって、銀と金が我々の間に(交換)手段として流通する迄 a paper currency のための至当な企画に入ることは、当該植民地の紳士たちにとって絶対に必要なことである⁽²⁾」と述べられている。もっとも、彼の構想はこの書簡よりも前述のパンフレットにより具体的に表現されている。その内容を吟味、要約すれば次の通りである。(1)多数の紳士たちが会社を組織し、約束手形 (Their Notes of Hand)⁽³⁾ を発行する。(2)この手形は、植民地政府によって作成されたいずれの貨幣 (Money)⁽⁴⁾ よりも立派に流通しよう。何故なら、この手形の使用によって設立された諸工場より発生する利潤が、堅実なファンデーション (a solid Foundation)⁽⁵⁾ となるからである。ちなみに、毎年の利潤は2万ポ

(1) 彼の経歴並びに彼の企画については、*Dictionary of American Biography* (以下 DAB と略記する。), Allen Johnson Charles Scribner's Sons, New York, 1927, rpt., 1957, フライの項目, p. 49 を参照。C. C. R., vol. 1, p. 85. C. C. R., vol. 3, pp. 282-87. 彼のパンフレットについては、C. C. R., vol. 3, pp. 255-77. を見よ。

(2) C. C. R., vol. 3, p. 280. これと同じ内容の文章は、パンフレットの文面にも見られる。C. C. R., vol. 3, pp. 258-59.

(3) C. C. R., vol. 3, p. 259.

(4) C. C. R., vol. 3, p. 259.

(5) C. C. R., vol. 3, p. 259.

ンドである。⁽⁶⁾(3)これらの工場として、製粉所・製材所・皮革所・亜麻仁油所・グレート・ブリテン向けの銑鉄生産のための製鉄所等々⁽⁷⁾をあげる。これらの工場はグレート・ブリテンの（基軸—浅羽）諸工場のいずれをも妨げるものではなく、母国イギリスもこの企画に満足しよう。⁽⁸⁾(4)ダグラス(William Douglass)のパンフレット *An Essay, concerning Silver and Paper Currencies, more especially with Regard to the British Colonies in New-England*, Boston, 1738.⁽⁹⁾を引用し、より堅実なファンデーション (a good solid Foundation=銀貨の意—浅羽) に基づく私立銀銀行を支持する。そして1733年の私立銀銀行によって発行された商人手形すなわち銀行券 (Merchant's Notes)⁽¹⁰⁾ を評価する。

以上の内容を伴った彼の着想では、当時における他の銀行企画と同様、設立ファンド・償還ファンドを一切用意、準備しないがままに創設がはかられている。しかし、土地担保に基づく土地銀行とは自ずから異なっていることも明らかである。このことは、彼が減価する政府発行の信用証券さらには40年のコルマンの私立土地銀行を激しく攻撃する一方、40年の私立銀銀行を強力に支持したダグラスのパンフレット⁽¹¹⁾を評価、引用していることから判明する。勿論、彼はダグラスのように a good solid Foundation たる銀貨に基づく紙幣の発行を主張してはいないが、工場より発生する利潤が a solid Foundation となるとしている。ダグラスの引用とあわせ考えるならば、この a solid Foundation は利潤、ひいては利潤による銀の購入を想定しているとも考えられる。さらに推論を重ねれば、利潤をあげた工場が借り入れ証券を、この利潤で入手した銀にて返済せんことを暗黙のうちに前提としているのかもしれない。

彼の主張した基調からは、具体的・現実的な銀行企画の特徴は浮かび上がってこない。この提案はマセチューセッツ、なかでもボストンにおける通貨危機を打開、解決するというよりは、むしろ植民地産業の育成・奨励のための提言

(6) C. C. R., vol. 3, p. 271.

(7) C. C. R., vol. 3, pp. 257-58.

(8) C. C. R., vol. 3, p. 257.

(9) C. C. R., vol. 3, pp. 217-50.

(10) C. C. R., vol. 3, p. 270.

(11) ただし、38年発行のこのパンフレットでは当然のことながら、40年の私立土地銀行・私立銀銀行については言及していない。

⁽¹²⁾ともいえる。これらの産業はいずれもイギリス本国と競合するような産業ではなく、明らかにイギリス本国にとり補完的な産業であったことに注目しなければならぬ。

彼の提案は議会にあってはほとんど関心を引き起こさなかった。⁽¹³⁾それは、提言内容が不鮮明であることもさることながら、彼の経歴ならびに境遇と全く無関係ではなかった。実はこの提言は、ボストンの刑務所から勧告されたものだった。彼は31年、製紙業を営むためにメインの地に広大な土地を所有し、水車や製材所を経営するワルドー (Samuel Waldo) との契約の下に、ロンドンからボストンに渡米した新参者だった。3年後の34年、彼はワルドーがポートランド (Portland) からそう遠くないストラウドウォーター (Stroudwater) の地に建設した工場を賃借し、紙の製造にとりくんだ。が、2年と経過しないうちに、賃借料を払えず債務を負い、36年の末から37年のはじめ頃にはボストンの刑務所に入れられた。しかも彼は囚人たちの待遇改善を要求する請願書を議会へ提出し、この件につき公聴会が何度か開催された。⁽¹⁴⁾こうした問題を抱えた人物からの提案は、企画内容の不備とあわせ、論議の対象とはならず、当然のことながら一般民衆からの支持も得られなかった。

〔Ⅱ〕リードの私立銀行企画

まずは彼の略歴を簡単に記すことから始めよう。⁽¹⁵⁾彼は1679 (または80) 年、ウィリアム (William) とデボラ (Deborah) の息子としてコネティカット植民地のフェアフィールド (Fairfield) で誕生した。1692年、ハーヴァード大学に入学し、5年後に卒業した。1698年から1706年にかけてイースト・ハートフォード (East Hartford) のウォーターベリー (Waterbury)、そしてスタートフォード (Startford) で牧師としてスタートした。その後、宗教界から法廷に転身し、同植民地で弁護士資格を得た。12年には国王任命の弁護士となった。21年、ボストンへ移住し、この年ただちに司法長官 (attorney-general) に

(12) *DAB*, フライの項目, p. 49.

(13) *C. C. R.*, vol. 3, p. 280.

(14) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 280-81. *DAB*, フライの項目, p. 49. *J. H. R.*, vol. 18, pp. 114, 129-30, 191.

(15) 彼の経歴については、*DAB*, リードの項目, pp. 425-27. を参照。

選ばれるも、シュート (Samuel Shute) 総督より拒否された。その理由は定かではないが、その後再三にわたり議会よりこの地位に選出されたが、23年、26年、34年を除きいずれも総督より任命されなかった。とはいえ、彼は18世紀の最初の50年間にあって、最も名高い植民地法律家の一人であった。彼の活躍は法曹界にとどまらず、ボストンの政治にも深い関心を示し、38年にはボストン選出の代議員になった。41年と42年には、参議員にも選出された。ハッチンソンによれば、法律家による政治的役割は、第2次特許状のマサチューセッツではとるにたらぬものであったが、法律家出身でボストン選出の代議員にまでもなったのは彼が最初であった。⁽¹⁶⁾

彼はコネティカット在任時代より不動産の取得には並々ならぬ情熱を注ぎ込んだ。当時、ボストンの No. 1 の開拓地と呼ばれたチャールモント (Charlemont) のタウン・シップを競売で購入した。莫大な財産所有者ではなかったが、明らかに精力的で抜け目のない人物であった。彼の妻はハートフォードのタルコット (John Talcott) の娘ルース (Ruth) であり、コネティカット総督タルコット (Joseph Talcott) の half-sister であった。したがって、リードは前述のフライとは社会・経済的のみならず、政治的にも大きな格差があり、議会は彼の影響力を無視し得なかった。

こうした彼の提言の議会における審議過程は、代議院議事録には次のように記されている。(1)1739年12月8日。参議員ケイム (Samuel Came) がリードの覚書—貨幣を導入するための紙幣通貨に関する—を参議会より代議院へ回付する。⁽¹⁷⁾朗読される。(2)1740年3月19日。上述の覚書が再度朗読され、参議会へ送付される。⁽¹⁸⁾その後、ひきつづいて参議会並びに代議院において審議された記録は、この議事録にはない。

デイヴィスによると、彼の提言内容はおよそ次のようなものであった。⁽¹⁹⁾(1)多数の商人と紳士たちが銀行に銀のファンドを預託し、預託額の4倍の証券を発

(16) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 3, p. 104. デイヴィスはリードをボストンの商人としているが、これは明らかに間違いである。C. C. R., vol. 1, p. 84.

(17) J. H. R., vol. 17, p. 202.

(18) J. H. R., vol. 17, p. 243.

(19) Davis, *Currency*, pp. 145-46. C. C. R., vol. 1, pp. 84-85.

行する。(2)この銀と証券を毎年5%の利率で借用者へ貸し付ける。(3)借用者は銀でこの利息を支払うことに同意する。(4)銀は時価で評価され、証券がこれを基礎に発行される。(5)利子として入ってきた銀が保持され、それに相当する証券が破棄される。(6)銀のファンドが蓄積され、10年後には10分の7が銀になる。(7)業務にかかる全費用は企画者たちが負担する。

このディヴィスの断片的な説明からはこの銀行企画の全貌は把握し難いが、多分に私立の銀銀行の設立をめざしたものといえる。しかも、この銀行は他の植民地時代アメリカの土地銀行・銀銀行と照らしあわせるならば、預託もしくは準備ファンドの一部を用意せんとしているところに特徴がある。このことは当時における銀行企画と比較し、極めて異色であった。リード自身の言葉によると、「10年後の末には、この銀行の10分の7が貨幣 (money = 銀貨の意—浅羽) となり、かくして貨幣が確実に回復し、我々の取引に再び戻ってこよう」⁽²⁰⁾と。かく考えるならば、リードはハッチンソン同様、強硬な硬貨主義者であり、植民地に硬貨本位制度の復帰をめざした人物であった。ただ、ハッチンソンとは対照的に、あるいは彼による政府運営の公立銀銀行企画が却下された直後でもあり、リードは民間運営による銀銀行企画によってこれを達成せんとした。

ところで、彼の提言は参議会、代議院にあってともにたいした検討も行なわれない内に立ち消えとなった。⁽²¹⁾全般に通貨膨張を主張する代議院からの賛同が得られなかったことは当然である。⁽²²⁾が、参議会からも積極的な支持が得られなかったのは、どの辺りに理由があったのであろうか。ディヴィスはこの点について全く言及していないが、メッツはその理由を「運営上に必要な銀の確保が困難であったから」⁽²³⁾としている。この間の事情をこれ以上立ち入って検討する具体的な資料は今のところない。そのため断定的なことは言えないが、38年・39年のハッチンソンの公立銀銀行の瓦解理由とあわせ考えるならば、このメッツの見解はほぼ妥当なものと言えよう。銀・金をバックに安定した通貨を求め

(20) Davis, *Currency*, p. 146.

(21) Metz, *op. cit.*, p. 501.

(22) *Ibid.*, p. 502.

(23) *Ibid.*, p. 501.

る勢力がボストンを中心とする商人に支持されていたが、リードの提言のごとく銀の預託もしくは準備を要求する銀行企画は、当時の銀・金不足の状況下にあつては、大商人といえども容易に支持することはできなかつた。かくして、強硬な硬貨主義者のひとりであるリードの提案は、具体化されないままに放擲された。

〔Ⅲ〕ハッチンソンの通貨改革案

ハッチンソンは名門出身の大商人であり、かつ強硬な硬貨主義者であつた。彼は政府主導のもとにマセチューセッツに銀・金に基づく硬貨本位制度の復帰をめざし、その一環として、前述の公立銀銀行の設立をはかつた。つづいて、彼は29才の時、新人の参議員として独自の通貨改革案を覚書として40年3月、参議会へ提示した。⁽²⁴⁾ その大要は、次の3点であつた。(1)政府がイギリスの或る会社もしくは私的な商人から銀220,000オンスもしくはこれに等しい金を10年間利子4%で借り入れる。(2)この銀もしくは金を利用して植民地を正貨基礎に復帰させる。(3)この元本と利子の支払いは、議会在が定めた商品に対する内国消費税の徴収によつて実現する。⁽²⁵⁾ なお、銀220,000オンスは、銀1オンスを6シリング8ペンスで換算すると、7万ポンド強(ニューイングランド通貨)、5シリング2ペンスで換算すると52,000ポンド(英貨)に等しかつた。⁽²⁶⁾

参議会はこの提案に興味を示し、代議院とともにこれを考査し報告する合同委員会の設置を求めた。代議院はこれに対し同年3月21日この覚書を拒否した。メッツによると、リードとハッチンソンの提案は、代議院におけるインフレーション支持者によつて阻止されたといふ。⁽²⁷⁾ これを確認するだけの具体的な資料に欠如しているが、多分にメッツの言及はそれ程的を外れた指摘とは言えないであろう。と同時に、留意しなければならないのは、元本ならびに利子の支払いは増税によつてはじめて可能となつた点である。後段において明白となるが、租税収入によつて既発の信用証券の回収をしばしば延期もしくは回避

(24) この経緯については、*J. H. R.*, vol. 17, pp. 235, 243, 250. あわせて拙稿「ハッチンソンの銀行企画」7頁の註(7)を見よ。

(25) 拙稿「ハッチンソンの銀行企画」7頁の註(8)を参照。

(26) *Davis, Currency*, p. 147.

(27) *Metz, op. cit.*, p. 502.

せんとしていた当時の代議院の利害を考慮に入れれば、増税を基調とするこのハッチンソンの改革案は、およそすんなりと受け入れられるものではなかった。

〔Ⅳ〕 公的信用証券の支持・推進計画

これを推進した人々は、まずは政府発行の公的信用証券の増発を求めた。これが拒否されるや、イギリス本国が発布した前述の国王訓令の緩和を求めて、公的信用証券の急激な減少傾向にストップをかけようとした。具体的には、代議院がイギリス本国にこの訓令の緩和を要求するために、連絡員を派遣した。これらがいずれも斥けられるに及び、代議院は41年の末迄に公的信用証券の回収に必要な財源の確保を拒み、信用証券の回収を阻止せんとした。増発が可能とならないまでも、既発の信用証券の回収を延期、回避することにより、流通量の急激な減少を阻まんとした。このことは事実上、国王の訓令に違反することを意味した。

1) 代議院と参議会による公的信用証券の増発計画とその挫折

この経緯を代議院議事録により示すると、以下の通りである。

1. 40,500ポンドの増発計画

- ① 1739年6月12日。40,500ポンドに及ぶ信用証券の発行に関する法案が、この法案を準備する委員会の委員長クッシングより上程される。第1読会がもたれる。⁽²⁸⁾
- ② 同年6月19日。上記法案が参議会へ送付される。⁽²⁹⁾
- ③ 同年6月26日。上記法案が朗読され、制定されるべく可決することを決議する。⁽³⁰⁾
- ④ 同年6月28日。ベルチャー総督は、代議院と参議会を通過した上記法案が国王訓令に違反しているとの理由で拒否する。⁽³¹⁾

2. 106,000ポンドの増発計画

- ① 1739年9月21日。106,000ポンドに及ぶ信用証券の発行に関する法案

(28) *J. H. R.*, vol. 17, p. 33.

(29) *J. H. R.*, vol. 17, p. 57.

(30) *J. H. R.*, vol. 17, p. 74.

(31) *J. H. R.*, vol. 17, pp. 82-83, 190.

が、この法案を準備する委員会の委員長クッシングより上程される。第1読会⁽³²⁾がもたれる。

- ② 同年9月22日。上記法案の第2読会⁽³³⁾がもたれる。
- ③ 同年9月25日。上記法案の第3読会⁽³⁴⁾がもたれ、可決する。
- ④ 同年12月20日。ベルチャー総督は、代議院と参議会を通過した上記法案⁽³⁵⁾を拒否する。ただし、この総督の決定は、多分に9月28日以前に下されたはずであるが、議事録ではこれを確認出来ない。

こうした経緯から推測するに、政府による公的信用証券の発行計画は、代議院はもとより参議会からも支持された。41年以降毎年わずか3万ポンドの信用証券の発行・流通しか認めないとイギリス本国の方針は、大商人や大地主を基盤とする参議会といえども、ただちに承服し得る内容のものではなかった。公的信用証券の大量発行による大幅な減価には激しく反対するも、参議会はある程度の信用証券の発行・流通については、これをよしとしていた。そしてこの両計画が代議院と参議会によって支持されたことは、当初、こうしたグループがかなりの勢力を有していたことを示している。むしろ、問題はこの計画が次々と禁止、阻止されることによって、これを支持・推進していた人々がその後の進展過程の中で、次の3つのグループに分裂する可能性を有していた。第1は私的発行ではなく、あくまでも政府発行の公的信用証券を支持するグループである。第2は既に進行しつつあった私立の土地銀行に参加するグループであり、第3は私立の銀銀行に参加するグループであった。

2) 代議院による国王訓令の緩和を求める運動とその挫折

代議院は枢密院に対し国王訓令の緩和を求める請願書を提出するために、代議院代表の連絡員を派遣する。その経緯は、代議院議事録によると次のようである。

- ① 1739年9月28日。連絡員にクッシング⁽³⁶⁾を選出する。連絡員への指示内容、いわゆる請願書を検討する委員会を設け、委員を任命する。ブロム

(32) *J. H. R.*, vol. 17, p. 120.

(33) *J. H. R.*, vol. 17, p. 121.

(34) *J. H. R.*, vol. 17, p. 122.

(35) *J. H. R.*, vol. 17, p. 190.

(36) *J. H. R.*, vol. 17, pp. 128-29.

フィールド、アレン、キルビィをはじめとする9名がなる。⁽³⁷⁾

- ② 同年10月2日。クッシングの健康状態が優れず、彼に代わりキルビィが連絡員に任命される。⁽³⁸⁾
- ③ 同年10月4日。上記委員会は、キルビィへ託す請願書を準備するよう決議する。ダッドリー (Paul Dudley) がその委員に追加される。⁽³⁹⁾
- ④ 同年11月下旬頃。キルビィがその請願書を枢密院へ提出するも、却下される。⁽⁴⁰⁾

こうした代議院の動向に対し、参議会側はどのように対処したかは残念ながら判明しない。参議会側が代議院と行動をとりにしたとの資料は、今のところ確認し得ない。

3) 代議院による国王訓令の拒否行動

代議院は、既発の信用証券の回収を拒否する行動に立ち上がった。

- ① 1740年3月25日。1741年の末迄に信用証券の回収に必要な財源を用意するかどうかの議題、すなわち「信用証券の回収の可否について」の票決がなされるも、否決される。⁽⁴¹⁾

この時の代議員数は、104名、投票総数77名、回収を可とする者19名に対し、否とする者58名であった。この決定は、代議院が法律に基づき租税収入にて既発の信用証券の回収を拒否せんとした表明だった。なお、この58名は公的信用証券の支持者と考えられる。こうした代議院の動きに対し、参議会は静観もしくは反対したものと考えられる。すなわち、40年5月29日、ベルチャー総督は所信表明において、信用証券の回収を拒否した代議院の行動に遺憾の意を表明するも、参議会に対してはこうした表明を下さなかった。⁽⁴²⁾ 参議会は将来の見込み租税収入を担保に信用証券の増発に賛成するも、法律に違反して既発の信用証券の回収に応じない代議院には反対した。当初、基本的には信用証券の増発に関し、ほぼ共同の歩調をとった代議院と参議会の間、ここに至り亀裂が生

(37) *J. H. R.*, vol. 17, p. 129.

(38) *J. H. R.*, vol. 17, p. 132.

(39) *J. H. R.*, vol. 17, p. 139.

(40) Metz, *op. cit.*, p. 490. Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, p. 392.

(41) *J. H. R.*, vol. 17, pp. 256-58.

(42) *J. H. R.*, vol. 18, p. 9.

じ、以後彼等における対立は容易に解消し得ないものとなった。

4) 公的信用証券の支持・推進者の性格と経済的利害

それではどのような人々が公的信用証券を最も積極的に支持し、かつその発行を推進したのであろうか。メッツは、ボストン・タウンがこの時期最も一貫して十分な流通手段を要求し、通貨量の減少に反対するも、(私立)土地銀行には敵対したとした。⁽⁴³⁾メッツのいう流通手段とは公的信用証券を意味しており、これを支持・推進したのはボストン選出の代議員であった。この点について、ブラウンはほぼ次のような主張を展開している。⁽⁴⁴⁾信用証券の発行と減額反対の闘いを指導した人物には、クッシング、アレン、キルビィ、ブロムフィールド、カニングム (Nathaniel Cunningham) とアダムス (Samuel Adams, Sr.) がいた。彼等はボストンのタウン・ミーティングと総議会の双方を支配しており、いずれも同タウンの著名な商人たちであった。したがって紙幣をめぐる論争は、(植民地における債権者たる富裕な商人と債務者たる農民との対立を基本シェーマーとする一浅羽)階級問題というよりは(イギリス本国と植民地間における一浅羽)帝国的な問題であり、かつ富裕な人々が信用証券の維持の闘いを主導したことに注目するだけで十分である、と。後者の言及については別稿において論及しなければならないが、公的信用証券の推進層についての彼のこうした分析は、注目に値する。デイヴィス、メッツはこうしたグループ層について、十分に究明するには至らなかった。ただし、ブラウンはこれらの人物を多数の人々の中よりどのように検出したかを全く明示しなかった。私も結果的にはブラウンとほぼ同一の氏名を検出するに至ったが、推進層の指摘のみならず、さらには彼等の性格、経済的利害を独自に解明することにより、もう一步踏み込んだ分析を展開したい。結論を先取りして言えば、彼等はボストンの富裕な商人を中心にボストン以外の海港都市さらには内陸都市に居住する住民より構成されていた。ボストン以外の住民が半数を超えていた。ボストンの人々は全般に富裕な商人とはいえ、第一級の大商人でも、また一部を除き中央政界において長期間にわたり活躍した高級かつ有力な大政治家でもなかった。こうした結論は資料的制約上、代議院メンバーの代議院での行動を通じ導

(43) Metz, op. cit., p. 519.

(44) Brown, op. cit., pp. 61-63.

いた。したがって、代議員以外の人々で公的信用証券を支持した人々については、残念ながら論及することは出来ない。

既述したごとく、40年3月25日の「信用証券の回収の可否について」の票決から、我々は公的信用証券支持者58名の具体的氏名を確認し得る。この58名より、40年6月19日の「土地銀行禁止の可否について」の票決と、41年1月2日⁽⁴⁵⁾の「総督と参議会の処置に関する委員会設置の可否について」の票決⁽⁴⁶⁾において、事実上の私立土地銀行支持者になったと思われる代議員を除外する。なお、この両票決において、公的信用証券に賛成しながら、土地銀行に反対した者も同時に確認出来る。さらにこの58名より、デイヴィス、ビライアスが分析・調査した40年の私立土地銀行応募者と私立銀銀行応募者を除外する。そして40年11月、総督が同植民地の公務員で私立土地銀行券の流通に協力する者の解職を⁽⁴⁷⁾布告した時、治安判事を辞職したメンバー一人も除外する。この結果、私立土地銀行に反対する一方、私立銀銀行企画にも参加しなかったメンバーが判明する。このメンバー8名にカニングムとキルビィを追加した10名を、私は強硬な公的信用証券支持者かつ40年の私立土地銀行反対者とする。これを示したのが表1である。アダムスは周知のごとく、私立土地銀行理事になったため、ブラウンの見解とは異なり、このグループに含める訳にはいかない。

なお、この58名の内訳は次の通りである。(1)公的信用証券支持者かつ私立土地銀行反対者8名。(2)私立土地銀行応募者6名。(3)(2)の者以外で両票決における私立土地銀行支持者7名。(4)(2)の者以外で両票決のいずれかにおける土地銀行支持者4名。(5)(2)の者以外で治安判事を辞職した者(私立土地銀行支持者)1名。(6)両票決において相異なる投票を行った者4名。(7)ダッドリーのように両票決において棄権した者、およびカニングムのようにその後代議員に選出さ

(45) 投票総数96名、禁止を可とする者37名、否とする者59名であった。この59名が私立土地銀行支持者と考えられる。*J. H. R.*, vol. 18, pp. 47-48.

(46) この票決は、私立土地銀行反対、私立銀銀行支持を明らかにしたバルチャー総督と参議会を追求しようとしてなされた。投票総数69名、可とする者42名、否とする者27名であった。この42名が私立土地銀行支持者と考えられる。*J. H. R.*, vol. 18, pp. 185-86.

(47) 彼の名前はホワイト (Samuel White) であり、サフォーク郡ブルックライン選出の代議員であった。*Davis, Banking*, p. 149. *J. H. R.*, vol. 17, p. 3.

表1 強硬な公的信用証券支持者かつ40年の私立土地銀行反対者

氏名 郡名 タウン名	社会・経済的地位	備考
James Allen サフォーク ボストン	39-42年代議員。42年参議員。ボストン商人。キルビィと並び、この時期ベルチャー総督に反対した。	B E
Edward Bromfield サフォーク ボストン	39-42年代議員。ボストン商人。公的信用証券の減少に反対し、かつその減価を阻止するための企画に賛成した。安定した通貨を希望した。	A B
Thomas Cushing サフォーク ボストン	31-42年代議員、42-46年代議院議長。ボストン商人。ボストンのあらゆるグループから支持される。彼の妻はブロムフィールドの妹。	A B C
John Cutting ミドルセックス ウォルサム	39-44年代議員。	
Thomas Lee エセックス セイラム	39-40年代議員。セイラムの有力商人。	A B E
John Northend エセックス ローレイ	39-41年代議員。	
Stephen Paine ブリストル ブリストル	37-42年代議員。	
Benjamin Porter エセックス ボックスフォード	39-46年代議員。	
Nathaniel Cunningham サフォーク ボストン	39年、キルビィに代わり代議員となる。ボストン商人。彼の息子はキルビィの妹と結婚する一方、娘はオーティス (James Otis, Sr.) と結婚する。	A B E
Christopher Kilby サフォーク ボストン	39年代議員になるも、ロンドン駐在の代議員代表連絡員に選出される。アレンと並び、ベルチャー総督に反対した。	

A : 33年のロード・アイランド政府発行の土地銀行券受領拒否協定賛同者。 B : 33年の私立銀銀行応募者。 C : 38年の公立銀銀行応募者。 D : 39年の公立銀銀行応募者。 E : 40年の私立土地銀行発行の土地銀行券受領拒否協定賛同者。 F : 40年の私立銀銀行応募者。 G : 上述のいずれかに参加したもので、かつ40年の私立土地銀行応募者。

(出典 : Davis, Banks, pp. 279-81. *J.H.R.*, vols. 15-19. *DAB*. D・F・G については、拙稿「ハッチンソンの銀行企画」18頁を参照。)

れず、両票決に参加し得なかった者合計28名。ダッドリーは元総督ダッドリー (Joseph Dudley) の息子であり、本来体制派たる総督派の人物と目されていた。が、ベルチャー総督はダッドリーが37年と39年、参議員となることを拒否した39年、代議院議長に就任するのを拒否した⁽⁴⁸⁾。彼はベルチャー総督への個人的な敵対関係から公的信用証券に賛成したものと思われる。したがってこの結果から、後日私立土地銀行と私立銀銀行との間の対立が激化する中で、前者に反対しかつ後者にも参加せずに、あくまでも公的信用証券を支持した者は8名であったことが判明する。それに対し、(2)(3)(4)(5)に属する私立土地銀行支持者と思われる者は合計18名となる。私立銀銀行応募者になった者はいない。態度が鮮明でない人々は30名を超える人数にのぼり、この間の事情を必ずしも適確に把握出来ないが、公的信用証券支持者の中から私立土地銀行応募者ないし支持者が18名も輩出している。

それでは、強硬な公的信用証券支持者となった人々を表1から分析、調査してみよう。この表は、支持者名と彼等の社会・経済的地位を記載した。備考欄には、彼等がこの企画の他に参加、加担した銀行企画さらには協定を示した。資料が余りにも断片的であるために、十分な考察はなし得ないが、明らかになった諸点は以下の通りである。ボストンに居住する者が5名であり、これに地方の海港都市セイラムとブリストル、海岸線に近いローレイ、内陸タウン・ウォルサム、さらに純粹内陸タウン・ボックスフォードに居住する者がそれぞれ1名と続いた。ボストンの居住者が圧倒的に多いが、他方内陸タウンの居住者も参画していたことは興味深い。職業が判明した者は6名、全体の約半分である。この6名は1人を除きいずれもボストンの在住者であり、商人であった。商人として特に有名なのは、カニングムであった。彼はボストンにおける最も富裕な商人の一人に数えられ、5万ポンドの財産を遺したという⁽⁴⁹⁾。

この10名はいずれも代議員であり、著名な政治家であった。クッシングがその中で最も有名であった。彼はあらゆるグループから支持され、人気のある人物であった⁽⁵⁰⁾。31年から42年迄連続して代議員に選出され、42年から死亡時の46

(48) *J. H. R.*, vol. 15, p. 7. *J. H. R.*, vol. 17, p. 5. Metz, op. cit., p. 490.

(49) Brown, op. cit., p. 62.

(50) Metz, op. cit., p. 483.

年迄は、代議院の議長にまでも任命された。しかし、彼に至っても、一度も参議員には選出されなかつた。⁽⁵¹⁾ 残りのメンバーは、政治家としてはそれ程活躍するには至らなかつた。代議院における在任期間はポーター以外はいずれも短期間であり、アレンを除き誰一人として参議員のポストを手に入れ得なかつた。アレンにしても、この要職についていたのはわずかに1年という短期間であつた。ハッチンソン、ペパレル (William Pepperell) をはじめとする、主として海外貿易に従事していた大商人兼大政治家と肩を並べるだけの経済力・政治力を有した人物は、これに参加していなかつた。ブラウンの言うように、5名のボストンの居住者は著名な商人であるとはいえ、一流の大商人ではなかつた。彼等がボストンのタウン・ミーティングと総議会の双方を支配したとの指摘は間違ひではないが、必ずしも的確でない。⁽⁵²⁾ 彼等はクッシングを除きいずれも長期間にわたり中央政界はもとよりボストン・タウンをも十分に支配するには至らなかつた。

ところで、クッシング、ブロムフィールドと、キルビィ、アレンとの間には微妙な対立のあつたことが想像される。クッシングとブロムフィールドは姻戚関係により、政治的には一定の距離を保ちつつもベルチャー派に近い一方、キルビィとアレンはこの時期ベルチャー総督に公然と反対し、反体制派とまではいかずとも批判的なグループに属して⁽⁵³⁾いた。この2人が10名の中にあつて、最も強硬な公的信用証券の支持者であつた。ブロムフィールドはこれに対し、公的信用証券の減少に反対するも、その紙幣の減価にも反対⁽⁵⁴⁾した。彼は安定した温和な公的信用証券の発行・流通を維持せんとした。クッシングはかつてハッチンソン父子の公立銀銀行に参加したように、民間運営ではなく政府運営による紙幣の発行に賛成した。

この点に関していえば、次のことに留意する必要がある。クッシング、ブロムフィールド、アレン、カニングム、リーは33年の民間運営による私立の銀

(51) 彼の同名の息子は後日、マサチューセッツにおける革命運動の指導者の一人となつた。

(52) Brown, *op. cit.*, p. 62.

(53) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, p. 392. しかし彼等はクック (Elisha Cooke) のように純然たる反体制派の指導者として長期間にわたり活躍するには至らなかつた。後日、アレンは総督派に転向している。Metz, *op. cit.*, p. 519.

(54) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, p. 392.

行に参加するも、これとほぼ同一の40年の私立銀銀行には全く関与しなかった。彼等としては33年の銀行の経験からしても、民間運営の紙幣発行には懐疑的であった。しかも日毎に私立土地銀行構想が抬頭する中で、さらにはこれをライバル視する私立銀銀行の設立運動の中で、彼等は前者に反対する一方、後者にも参加せずに独自の解決策を模索せんとした。

一流の大商人とはいかないまでもボストンの商人を中核に、植民地内取引に必要な交換手段の増大を求めている各地域の居住者たちが、これの発行を要求した。58名の代議員が公的信用証券を支持したことは、たとえイギリス本国による強制的な信用証券の回収・減少方針の事態においておきた現象とはいえ、依然としてこれを求めるグループが大きな勢力を有していたことをうかがわせる。彼等は政府発行の公的信用証券の発行を通じてマイルドな通貨膨張をはかり、主として植民地内取引の拡大を望んだ。しかし、公的信用証券の増発を求める企画、さらにはその減額に反対する企画が次々と拒否される過程で、これを支持するグループの中から私立土地銀行支持者へと変身していく人々が多数輩出したことは、この際留意しておかねばならない。

4. む す び

以上の検討からも明らかのように、39年から40年初頭にかけて、いくつかの私立銀行企画・通貨改革案が提示、提出されたが、いずれも住民からの支持が得られなかった。その中であって、将来の見込み租税収入を担保に政府によって発行される公的信用証券への支持・賛成勢力は、代議院メンバーに限定してみても、過半数を超え、有力なグループを形成していた。彼等はボストンの一流の大商人とはいかないまでも富裕な商人の一部であり、彼等を中核に地方の海港都市さらには内陸都市に居住する住民から構成されていた。彼等はマイルドな通貨膨張を主張し、植民地内取引の拡大を意図した。にもかかわらず、イギリス本国ならびにベルチャー総督は、国王訓令に違反しているとの従来の既定方針に固執して、これを拒否した。その結果、この公的信用証券支持者の中から多数の私立土地銀行応募者ないしは支持者への転向者を輩出させながら、私立の土地銀行・銀銀行が急速に具体化していった。両銀行が登場したのは、まさにこのようなさまざまな企画が挫折した前後であった。